

件建築工事」という。)を完了して完了検査申請を行い、処分庁が本件処分をなしたところ、審査請求人が本件処分を不服とし、その取消しを求めた事案である。

第2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書及び令和○年11月○日付けで提出のあった「審査請求補正及び補充書」と題する書面のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。

1 本案前の主張

審査請求人が本件審査請求に係る処分があったことを知った日は令和○年10月○日である。

その理由として、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項第3号により本件建築物の工事監理は一級建築士でなければ行えないため、建築主である審査請求人は、本件建築物の工事監理を○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「本件工事監理者」という。）に委託した。本件工事監理者は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の第26号様式及び第19号様式で定められた中間検査申請書及び完了検査申請書の第1面に「第4面に記載の事項は、事実と相違ありません」と記名捺印をした。しかし、本件工事監理者は竣工時、建築士法第20条第3項で定める工事監理報告書を審査請求人に提出しなかった。そこで、審査請求人は、本件工事監理者に工事監理報告書及びその裏付けとなる検査記録の提出を求めたところ、検査記録の提出については拒否された。そのため、審査請求人は本件建築工事を施工した○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「本件工事施工者」という。）に検査記録、規格証明書、各試験結果成績証明書及び写真等の提出を求めた結果、令和○年10月○日にこれら検査記録等（以下「本件検査記録」という。）を受領した。

これを分析した結果、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第73条第2項の規定による平成12年建設省告示第1463号に定められた、鉄筋の検査が行われていないことが判明した。この事実から、処分庁が特定工程基礎配筋終了時及び特定工程2階床配筋終了時の中間検査において確認申請設計図書との相違を見落とし、さらに完成検査時においてもその確認を怠ったことが明らかとなった。

以上により、本件処分が、要求された検査を受けずになされたことが明らかである。かかる不作為が本件処分の前提となっており、審査

請求人がその不作為を知ったのは、早くとも本件検査記録を受領した令和〇年10月〇日であるから、審査請求に係る処分があったことを知った日は、令和〇年10月〇日である。

2 本案の主張

本件工事監理者が提出した建築士法第20条第3項に定められた工事監理報告書については、検査、確認の日付や建築材料等の名称、規格及び設計図書についての具体的な記入がなく、内容が不十分であった。そこで、審査請求人は本件工事監理者に対して、国土交通省住宅局建築指導課作成の「工事監理制度の概要」に基づいた工事監理報告書の再提出、及び本件工事監理者が本件工事施工者から受理した「品質、性能を証明する資料」の提出を求めたところ、本件工事監理者は、工事監理報告書に具体的な日付を記入する定めがないことや、「品質、性能を証明する資料」を審査請求人に提出する義務がないこと等を理由に、これらを拒否した。

そこで、本件工事施工者から本件検査記録の提出を受け、本件工事監理者が本件建築物の竣工時に審査請求人に対して提出していた工事に関する書類（以下「本件引渡書類」という。）と照合したところ、次のような問題が明らかとなった。

本件工事監理者が作成した構造設計標準仕様においては、「ガス圧接部の抜取検査は同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごとに1回行い、1回の試験は3本以上とする。」と定めてある。ところが、本件検査記録によれば令和〇年7月〇日に試験体を採取し、同年7月〇日に試験を行ったとあるものの、本件引渡書類では、同年7月〇日に圧接施工状況の確認を行ったとあるが、抜取検査についての資料や写真が存在しない。抜取検査を行った場合は、抜き取った状況の写真及び再度圧接した際の状況の写真を撮影し、保存するのが通例であるが、本件においてはこのような写真が存在しない。

また、本件検査記録と本件引渡書類の工事状況写真では、施工者の着ている服が異なっており、工事状況写真が、そもそも本件建築工事の現場のものであるかも疑問である。

以上のことから、本件建築物の鉄筋の強度について疑問が生じている。

建物の強度に不足がある場合、大地震によって崩壊する可能性があり、居住している住民の命が守られるか大きな不安がある。そもそも法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を

定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に資することを目的とする。完了検査においてはかかる趣旨に基づき、厳格な検査が行われなければならない。

本件においては、処分庁が完了検査申請書第4面「工事監理の状況」に記載の「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」において、鉄筋の圧接状況に関し、現場目視確認、計測確認を行った結果「適」との結果を出している。しかし、前述のとおり圧接部分の抜取検査は行われた形跡がなく、これは構造設計標準仕様に反する行為であり、結果、処分庁の判断には瑕疵がある。

結局、処分庁は抜取検査の供試体の確認ができなかったのであるから、完了検査が適法に行われたとはいえない。

以上により、本件処分は取り消されるべきである。

第3 当審査会の判断

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月…を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

ところで、本件審査請求は、処分庁から建築主である審査請求人に対して令和○年2月○日付けでなされている検査済証の交付処分の取消しを求めるものであるが、審査請求人によれば、本件建築物は令和○年2月○日に竣工しており、同日には審査請求人は本件工事監理者より本件引渡書類を受領している（審査請求書2頁16行目以下）。以上の事実を勘案すれば、審査請求人は、本件処分があったことを遅くとも令和○年2月○日から数日以内には知ったものといわなければならない。それゆえ、本件審査請求が提起された令和2年11月6日時点では、行審法第18条第1項で規定する、処分についての審査請求ができる期間（以下「審査請求期間」という。）を徒過していたことは明らかである。

もっとも、審査請求人は、「審査請求に係る処分があったことを知った日」を令和○年10月○日と主張している。この点について審査請求人は、本案前の主張のとおり、本件工事施工者から本件検査記録の提出を受けて、審査請求人のいうところの処分庁の不作為があ

ったことを知った日、つまるところ、完了検査に不備があったことを知った日が「審査請求に係る処分があったことを知った日」であると主張している。

しかし、行審法第18条第1項では、審査請求期間を「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月」としており、行政処分の効果を早期に確定させようとする同法条の立法趣旨を鑑みると、「処分があったことを知った日」とは、文字どおり処分を知った日のことであって、当該処分に対し不服を申し立てるか否かを検討するのに必要な程度に処分の内容を知ることまで必要とされるものではない（京都地裁判決昭和51年1月30日判例タイムズ338号319頁）。

また、本件処分は建築主である審査請求人に対してなされたものであるが、審査請求人の主張する事情からは、誤った教示による錯誤や天災による影響などの行審法第18条第1項ただし書が規定する審査請求期間の例外的な取扱いを認める正当な理由があると見ることはできないといわなければならない。

よって、本件審査請求は、正当な理由なく審査請求期間を徒過した後に行われたものであるというべきである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、その余について判断するまでもなく、行審法第24条第2項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 口頭審査の不実施

なお、法第94条第3項は、「建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人…の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。」と定めているところ、本件審査請求は、前述のとおり行審法第24条第2項に基づき却下するため、口頭審査は実施しないものとした。

令和2年11月20日

横浜市建築審査会
会長 大久保 博

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に国土交通大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。